

答申第144号

第1 審査会の結論

岡山市長（以下「市の機関」という。）が行った令和5年11月29日付け岡こ相第189号による保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、未成年である〇〇〇〇、〇〇、〇〇（以下「本児」という。）の法定代理人として、令和5年11月13日付けで、市の機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、「こども総合相談所が保有する〇〇〇〇、〇〇、〇〇の一時保護及び相談記録」について、保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対し、市の機関は、対象文書として、本児の一時保護措置に係る経過記録表（以下「本件公文書」という。）を特定し、同年11月29日付けで、以下のア、イ及びウに該当する部分を不開示とする本件処分を行った。

ア 開示請求した者以外の第三者に関する情報については、開示することによって当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、法第78条第1項第2号に該当する。

イ 職員が行った面接の所見、評価については、個人の主観的な見解に基づくものであり、開示することによって誤解や不信感を生じさせるお

それがあることから、法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。

ウ 関係機関との協議内容については、事務又は事業に関する情報であり、開示することにより今後の適正な行政執行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

3 請求人は、市の機関に対し、令和 6 年 1 月 23 日付けで、本件部分開示決定を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 市の機関は、令和 6 年 7 月 18 日付けで、本件審査請求の取扱いについて、法第 105 条第 1 項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第 3 請求人及び市の機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

審査請求書、反論書、再反論書によると、請求人の主張はおおむね次のとおりである。

本件公文書の内容は、電話、協議等、所属訪問、所見の不開示部分を全て不開示にする理由はなく、処分庁は法の適用を誤っていると考える。

ア 第三者に関する情報については、具体的な個人名・生年月日などの個人情報のみ法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するが、それ以外は不開示情報に該当しない。

イ 法第 78 条第 1 項第 6 号に該当すると主張している不開示情報について、所見のどの部分が「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるのか具体的に説明していない。また、実際に請求人に面談や電話の中で伝えていることは隠す必要はない。

ウ 協議等の内容のどの部分が、法第 78 条第 1 項第 7 号の「その他当

該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するのか、具体的に説明していない。

エ 令和４年１０月２４日に〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ通告があったこと、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からこども総合相談所へ報告があったこと、こども総合相談所が警察と連携していたこと、一時保護期間中にこども総合相談所によって〇〇・〇〇が〇〇〇〇へ受診したことや〇〇・〇〇・〇〇に対して検査が実施されたことは、請求人にとって既知の情報であり、法第７８条第１項第２号イに該当するため、不開示情報には該当しない。

オ 検査結果についても令和４年１１月１日にこども総合相談所より請求人に伝えられているため、不開示情報には該当しない。

２ 市の機関の主張要旨

弁明書、再弁明書によると、市の機関の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 「電話及び所属訪問」に関する記載の全てが法第７８条第１項第２号のみに該当するという趣旨ではない。開示請求した者以外の第三者に関する情報については、開示することによって、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、法第７８条第１項第２号に該当し、不開示とした。

イ 「所見」を開示することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることを前提とした主張を行っていない。

ウ 協議等を開示することは、法第７８条第１項第７号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれ」に該当すると考える。同号イからトに掲げられた「おそれ」は例示に過ぎず、限定列記ではない。

第4 審査会の判断

市の機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 基本的な考え方

請求人は、個人名・生年月日以外全て開示すべきと主張しているのに対して、市の機関は、本件各不開示部分は、法第78条第1項第2号、第6号及び第7号に該当すると主張している。よって、当審査会は、法第78条第1項第2号、第6号及び第7号についての該当性を検討する。

2 法第78条第1項第2号該当性について

法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を除き、開示しなければならないと規定している。また、同号ただし書では、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると

認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならないと規定している。

当審査会で本件公文書を見分したところ、同号に該当する情報として不開示とされているものは、請求者以外の個人の氏名や所属等及びその者から聴取した内容の記載であった。これらの情報は、請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのもの及び他の情報と照合することにより請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当し、またその性質上、同号ただし書きイ、ロ、ハのいずれにも該当しない。

加えて、請求人は、請求人自身がすでに知っている事実については、同号ただし書きイに該当するため開示すべきと主張するが、当該情報は、請求人が同席していない場での第三者とのやり取りの内容であることから、請求人は知り得ず、同号ただし書きイには該当しない。

3 法第78条第1項第6号該当性について

法第78条第1項第6号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を除き、開示しなければならないと規定している。

当審査会が本件公文書を見分し、当該箇所について市の機関に確認したところ、当該箇所には、こども総合相談所における支援及び指導方針を決定する上で必要不可欠な内部における協議の内容及び決定事項に係る情報が含まれており、このような情報が開示されることとなれば、職員が率直な意見や評価の記録に消極的となり、意思決定の中立性の確保に支障が生じるおそれがあるとの主張がなされた。

処分庁の当該主張を踏まえて本件公文書を見るに、同号に該当する情報として不開示とされているものは、市の機関内部での協議内容、担当者による所見や評価及び知能検査中の児童とのやり取りの記載であった。

このうち、市の機関内部での協議内容、担当者による所見や評価は、こども総合相談所においての支援や指導方針を検討するために収集し記録された協議内容や職員による主観的な所見及び評価であると認められる。これらは支援及び指導方針の検討において重要な判断材料として用いられているものである。これらの情報を開示することにより、職員が面接相手に知られたくない内容を記録することをためらう等、率直な意見の記録が困難となり、結果として将来の意思決定の中立性が損なわれる具体的なおそれがあると認められる。したがって、当該記載を不開示とした市の機関の決定に違法な点があるとはいえない。

一方、知能検査中の児童とのやり取りは、田中ビネー知能検査における子どもの様子に関する記載であった。当該検査の概要や構成は必ずしも秘匿されている情報ではないこと、当該検査を実施した事実は既に開示していること及び市の機関が主張するような職員の主観的な記載は見受けられないことに鑑みれば、開示されることによって検査内容の学習等が行われ、判定業務の中立性を損なう等の具体的な支障があるとは言

えない。したがって、同号の該当性があるとは認められないため、開示すべきである。

4 法第78条第1項第7号該当性について

法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を除き、開示しなければならないと規定する。

当審査会が本件公文書を見分し、当該箇所について市の機関に確認したところ、個別の相談事案において、関係機関は、当初から外部に開示されないことを前提として市の機関からの情報収集に応じているため、このような情報が開示されることとなれば、こども総合相談所は関係機関との間の信頼関係を失い、関係機関が心情的あるいは法的に当所への情報の提供や率直な意見の陳述に抵抗を示すことになるとの主張がなされた。

処分庁の当該主張を踏まえて本件公文書を見るに、同号に該当する情報として不開示とされているものは、こども総合相談所が関係機関から入手した情報をもとにした相談援助方針の詳細、内部での連絡調整の内容及び関係機関とのやり取りに関する内容の記載であった。

これらの情報は、こども総合相談所が行う相談援助業務の遂行にあたって不可欠なものであり、関係機関の協力と信頼関係を前提として構築された体制の中で取り扱われている。仮にこれらの情報が開示対象とされる場合、関係機関が情報提供を控えたり、表層的な内容にとどめる等、

こども総合相談所における事務の実行性が損なわれる具体的なおそれがあると認められる。したがって、当該記載を不開示とした市の機関の決定に違法な点があるとは言えない。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 7 月 1 8 日	諮問書の收受
令和 6 年 1 2 月 2 4 日	審議
令和 7 年 1 月 3 1 日	審議
令和 7 年 2 月 2 8 日	審議
令和 7 年 3 月 2 8 日	審議
令和 7 年 4 月 2 2 日	審議
令和 7 年 5 月 2 7 日	審議
令和 7 年 6 月 2 7 日	審議
令和 7 年 7 月 3 0 日	審議
令和 7 年 8 月 1 2 日	答申

別表

本件公文書で不開示と決定した部分のうち、開示すべき情報

令和４年１０月２６日（水） ０９：１５付記録	２行目から１５行目
令和４年１０月２７日（木） ００：００付記録	２行目から１４行目